

## 札幌市工事等被指名者選定基準

|                  |         |
|------------------|---------|
| 平成 15 年 1 月 22 日 | 財政局理事決裁 |
| 平成 16 年 1 月 8 日  | 一 部 改 正 |
| 平成 17 年 3 月 29 日 | 一 部 改 正 |
| 平成 19 年 9 月 28 日 | 一 部 改 正 |
| 平成 20 年 3 月 31 日 | 一 部 改 正 |
| 平成 22 年 10 月 5 日 | 一 部 改 正 |
| 平成 24 年 3 月 23 日 | 一 部 改 正 |
| 平成 26 年 9 月 11 日 | 一 部 改 正 |
| 平成 30 年 9 月 27 日 | 一 部 改 正 |
| 令和 6 年 10 月 7 日  | 一 部 改 正 |
| 令和 8 年 10 月 13 日 | 一 部 改 正 |

### (趣旨)

**第 1 条** この基準は、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、札幌市工事施行規程（平成 4 年訓令第 4 号）第 2 条第 4 号に規定する工事等の指名競争入札に参加させようとする者（以下「被指名者」という。）の選定について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図るものとする。

### (選定の方法)

**第 2 条** 工事に係る被指名者の選定に当たっては、別表の等級別標準請負金額一覧表より、当該年度の競争入札参加資格者（以下「参加資格者」という。）のうち、当該工事の設計金額に相応する等級のものの中から選定しなければならない。

2 特殊な専門的技術を必要とする工事に係る被指名者の選定については、前項の規定により選定した被指名者が少数である場合、等級にかかわらず被指名者を選定することができる。

3 次の各号に該当する工事に係る被指名者を選定する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、上位等級のものを選定することができる。

- (1) 急傾斜地や軟弱地盤等の難施工箇所で行なう工事等、高度な技術を必要とする工事
- (2) 長期にわたり夜間作業を行う工事等、施工に際し、著しい制約を受ける工事
- (3) その他市長が特に必要と認める工事

4 施工が容易な工事に係る被指名者を選定する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、直近下位等級のもののうち、工事成績、施工技術等が優秀で契約の履行が確実と認められるものを選定することができる。

### (指名できない者)

**第 3 条** 工事等に係る被指名者の選定に当たっては、次の各号に掲げる者及びその者を構成員とする共同企業体は指名することができない。

(1) 不誠実な行為の有無

ア 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁。以下「参加停止要領」という。）に基づく参加停止期間中である者。

イ 参加停止要領別表各号には該当しないが、工事施工中等に指名することが不適切と判断される行為があったと認定された日から 1 カ月を経過しない者。

認定された日とは、当該工事等の担当部長からの報告書の提出を受け、管財部長が札幌市内部委員会等に関する規程（昭和 57 年訓令第 11 号）別表 1 の札幌市工事等被指名者選考委員会（以下「指名委員会」という。）に諮り、出席者全員の同意を得た日とする。ただし、

対象は当該工事等の工種及び業種に限定したものとする。

- ウ 札幌市が発注した工事等に係る契約に関し、契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められる者。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者。
- オ その他、法令に違反している等、契約の相手方として不適当であると認められる者。

(2) 経営状況

- ア 6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を発行した者。
- イ 会社更生法又は民事再生法の再生手続開始の申立がなされている者で、手続開始決定後、市長が別に定める手続に基づき、当該工種の再認定を受けていない者。
- ウ 前2項のほか、経営状態が著しく不健全であると明らかに認められる者。

(3) 工事等の成績

- ア 札幌市発注の工事等の成績（以下「成績」という。）の前年度平均が60点未満である者。  
ただし、当該年度における対象工事等が1件であり、かつ成績が60点未満の場合は、その次の対象工事等との平均が60点未満の場合に、その翌年度において指名できない。
- イ 成績が60点未満の場合、当該工事等の受渡完了後1カ月を経過するまでの者。
- ウ 上記アの対象は、当該工事等の工種及び業種に限定したものとする。

(4) 技術者の状況

施行上必要な資格を有する技術職員を配置できないと明らかに認められる者。

(5) 安全管理の状況

札幌市発注工事等について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者。

(6) 労働福祉の状況

賃金不払に関する通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者。

(選定の基準)

**第4条** 被指名者の選定に当たっては、発注工事等の難易度、技術的特性等を客観的に評価したうえで有資格者の施工能力等に応じた実質的な指名機会の均等を確保し、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行わなければならない。

(1) 客観的評定点

参加資格者の登録の際の客観的評定点については、十分尊重すること。

(2) 工事等の成績

- ア 成績等が優良であること。
- イ 優良業者としての表彰を受けていること等、工事等の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。

(3) 地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での施工実績等から見て、当該地域における工事等の施工等特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事等を確実かつ円滑に施工等できる体制が確保できること。

(4) 手持ち工事等の状況

工事等の手持ち状況からみて当該工事等を施工等する能力があること。

(5) 技術者の状況

発注予定工事等の種別に応じ、当該工事等を施工等するに足りる有資格技術職員が確保できること。

(6) 技術的適性

ア 当該工事等と同種の工事等について相当の施工等実績があること。

イ 当該工事等の施工等に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事等の施工等実績があること。

ウ 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事等の作業条件と同等と認められる条件下での施工等実績があること。

(7) 安全管理の状況

札幌市発注工事等について過去２年間に死亡者及び負傷者の発生がないこと等、安全管理の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。

(8) 経営・信用状況

ア 過去に不渡手形又は不渡小切手を発行していない場合は十分尊重すること。

イ 過去２年間に参加停止要領に基づく参加停止を受けていない場合は十分尊重すること。

(新規業者の選定)

**第５条** 指名競争入札に参加する者の選定に当たり、競争性を促進する観点から、次の各号に掲げる事項を全て満たす者は、契約の適正な履行を確実に図ることができる範囲内において、新規業者として選定することができる。

(1) 第３条各号に該当していないこと。

(2) 全ての工種（業種）において、当年度、前年度及び前々年度に、本市から指名及び受注の実績が無いこと。

(3) 市内業者であること。

(4) 札幌市選考素案作成支援システム運用要綱指針（平成１５年１月２２日管財部長決裁）別表１及び２に定める工事（業務）内容のうち、受注を希望する工事（業務）内容を、希望工事（業務）内容申請書により本市に提出していること。

(被指名者の数)

**第６条** 指名をする被指名者の数は、設計金額の区分に応じてそれぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) ５００万円未満 １０以上

(2) ５００万円以上 ３,０００万円未満 １４以上

(3) ３,０００万円以上 １５,０００万円未満 １８以上

(4) １５,０００万円以上 ３０,０００万円未満 ２２以上

(5) ３０,０００万円以上 ２６以上

２ 工事に係る共同企業体数の取り扱いについては、共同企業体数をもって、前項各号に掲げる被指名者数とみなす。

３ 前２項の規定にかかわらず、当該工事等が特殊な専門的技術を必要とし被指名者の数が限定されるときは、前２項に規定する被指名者又は共同企業体の数未満のものを選定することができる。

(被指名候補者の選定)

**第７条** 被指名候補者の選定は、指名競争入札においては、別に定めるところにより、選考素案作成支援システムにより行うものとする。ただし、選考素案作成支援システムにより難しい場合には、別に定めるところにより、２段階式指名選考の方法により行うものとする。

(被指名者の決定)

**第８条** 被指名者の最終決定は、指名委員会において行うものとする。

(事務処理の特例)

**第9条** この基準により難い場合は、財政局契約管理担当局長が定めるものとする。

(委任)

**第10条** この基準の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

- 1 この基準は平成15年1月22日から施行する。
- 2 この基準は平成15年1月24日以後に指名委員会に付議する工事等から適用するものとする。
- 3 この基準の第3条第1項第3号アの規定は、平成15年度発注工事等から適用するものとする。
- 4 新基準の規定にかかわらず、この基準による改正前の札幌市工事等被指名者選定基準中工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務に係る規定は、当分の間なお効力を有する。

附 則

- 1 この基準は平成16年1月8日から施行する。
- 2 この基準は平成16年1月9日以後に指名委員会に付議する工事等から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は平成17年3月29日から施行する。
- 2 この基準は平成17年4月1日以後に指名委員会に付議する工事等から適用するものとする。

附 則

- 1 この基準は平成19年9月28日から施行する。
- 2 この基準は平成19年9月28日以後に指名委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

- 1 この基準は平成20年3月31日から施行する。
- 2 この基準は平成20年3月31日以後に指名委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

- 1 この基準は平成23年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この基準は平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は令和9年4月1日から施行する。

等級別標準請負金額一覽表

| 工 種<br>等 級 | 土 木                               | 下 水 道                             | 舗 装            | 造 園                            | 建 築                               | 電 気                            | 管              |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|----------------|
| A 1        | 8,000 万円<br>以上                    | 8,000 万円<br>以上                    | 3,000 万円<br>以上 | 1,500 万円<br>以上                 | 8,000 万円<br>以上                    | 2,100 万円<br>以上                 | 1,200 万円<br>以上 |
| A 2        | 25,000 万円<br>未満<br>3,000 万円<br>以上 | 25,000 万円<br>未満<br>3,000 万円<br>以上 |                |                                |                                   |                                |                |
| B          | 7,000 万円<br>未満<br>500 万円<br>以上    | 7,000 万円<br>未満<br>500 万円<br>以上    | 5,000 万円<br>未満 | 3,000 万円<br>未満<br>500 万円<br>以上 | 25,000 万円<br>未満<br>1,000 万円<br>以上 | 6,000 万円<br>未満<br>500 万円<br>以上 | 6,000 万円<br>未満 |
| C          | 2,500 万円<br>未満                    | 2,500 万円<br>未満                    |                | 1,000 万円<br>未満                 | 7,000 万円<br>未満                    | 2,000 万円<br>未満                 |                |